

国内大学在学学生奨学援助実施要領

(趣 旨)

第1条 四国出身で将来芸術家を志す大学生への支援を通じて、四国地域の芸術文化の振興に寄与するため、奨学援助を行う。

(援 助 額)

第2条 援助額は、月額5万円とし、返済を要しない。

(期 間)

第3条 援助期間は、在学期間（国内大学院、海外留学を含む。）とし、最長2年間とする。

(応募資格)

第4条 四国出身で、選考委員会で選択された国内の芸術系大学に在学し、次の要件に適合するものとして推薦された者とする。

- (1) 学力、技能ともに優秀であり、芸術に深い理解と関心を持ち、将来芸術家を志す者
- (2) 援助開始年度において、原則として3年生以上（大学院生を含む。）の美術（絵画、版画、彫塑、写真など）、音楽（声楽、器楽、作曲、指揮など）専攻学科の在籍者
- (3) 経済的に奨学援助を必要とする状況にある者

(推薦依頼校及び募集人員)

第5条 推薦依頼校及び募集人員数は、毎年、美術・音楽別にその都度選考委員会及び理事会に諮り決定する。

2 選考委員会は、次の内容を総合的に判断のうえ、委員の投票により推薦依頼校を決定する。

- ①奨学援助の対象となる音楽・美術の専門分野・課程を有すること
- ②四国出身の学生数、過去の選考実績、各界からの評価など

(推薦依頼手続)

第6条 推薦依頼校に対し、当該大学に在籍する学生で、第4条に掲げる応募資格に合致する奨学援助候補者の推薦を依頼する。

推薦依頼にあたっては、「奨学援助候補者推薦書」、「履歴書(写真貼付)」、「成績証明書(在学全期間)」、及び「将来の抱負をテーマにした1,000字程度の候補者のレポート」等必要書類の提出を求める。

- 2 推薦依頼校は、第4条に掲げる応募資格を総合的に判断のうえ、奨学援助候補者を選考する。なお、「経済的に奨学援助を必要とする状況」の判断は当該大学に委ねる。

(決定及び通知)

第7条 理事長は、推薦依頼校から推薦された奨学援助候補者を取りまとめて理事会に諮り、奨学援助対象者を決定し、推薦依頼校及び本人に通知する。

(奨学援助対象者への協力要請)

第8条 奨学援助対象者に、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、遅滞なく当財団に届け出ることを求める。

- (1) 退学、休・停学
 - (2) 奨学対象以外の専攻科目へ転科したとき
 - (3) 学業成績、学業意欲などがいちじるしく低下したとき
 - (4) その他、第4条の奨学援助候補者要件にそぐわない事実が判明したとき
- 2 奨学援助期間中、年2回(9月と3月)、「活動報告書」(A4サイズ2枚程度、書式は自由)の提出を求める。
 - 3 奨学援助期間中および終了後、主催事業のコンサート、美術展等への参加及び協力を求める。

(奨学援助の中止)

第9条 前条第1項各号の事実が発生した場合及び前条第2項の活動報告書の提出がない場合は、援助を中止する。

- 2 前条第1項各号の事実を届け出ず、後日、その事実が判明した場合、これまでに支給した奨学金全額の返還を求める。

(公表)

第10条 奨学援助対象者の氏名及び学校名をホームページ等で公表する。